

介護予防の拠点として、

いなべ市地域包括支援センターを設置します！

平成18年4月1日、在宅介護支援センターにかわる総合的な相談窓口として、新しく「いなべ市地域包括支援センター（以下「センター」という。）」を設置します。

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るためには、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを、包括的・継続的に提供していく必要があります。

そのためセンターでは、支援が必要な方からお元気な方まで、高齢者の生活全般にわたる介護予防の促進を主な目的として、幅広く活動を行っていきます。

なお、センターはいなべ市に直営で1カ所設置しますが、地域の方がこれまでどおり気軽に相談していただけるよう、社会福祉協議会との連携により、同協議会の各支所にも相談窓口を設け、総合的な相談等に対応していきます。



○総合相談支援

介護保険サービスに限らず、さまざまなサービスや地域資源を活用できるよう、総合的な相談支援を行います。

○権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守るため、権利擁護事業の利用支援や、虐待の早期発見・防止をすすめます。

○介護予防ケアマネジメント

介護予防対象者の選定や介護予防ケアプランの作成、評価などを行います。

○地域ケアマネジメント支援

包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネジャーの後方支援、連携づくりに取り組みます。

※次号は、介護予防サービスの利用方法等についてご紹介します。

問い合わせ先……大安庁舎 高齢障害課 ☎78-3520 FAX78-1114
いなべ市地域包括支援センター ☎78-3520（H18.4.1～）